審査請求人	
代理人	

平成20年9月29日付けで行われた審査請求について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40条第3項の規定により、次のとおり裁決する。

主文

が、平成20年9月2日付けで審査請求人に対し行った生活保護廃止決定 処分は、これを取り消す。

事 実

(以下「処分庁」という。)は、平成20年9月2日、審査請求人(以下「請求人」という。)に対し、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第62条第3項の規定により、生活保護廃止処分(以下「原処分」という。)を行った。

請求人は、原処分を不服として、平成20年9月29日、北海道知事に審査請求を行った。

請求の要旨

請求人は、原処分の取消しを求めて、次のとおり主張する。

平成19年2月に、自動車を運転していて法第27条に基づく指示を受けたが、自動車を保有しておらず、日常的に運転しているわけではない。また、同年8月も、重い荷物を運ぶために一時的に運転しただけであり、保護の廃止は不当である。

裁決の理由

1 認定事実

本件に関しては次の事実が認められる。

					20.4.3
	18.6	,			7. 12.10 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3
			D ₄		
					1888
					2
					19
9					
	v			• ,	
		·			



2 判断

(1) 法の規定について

法第27条第1項は、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の 目的達成に必要な指導又は指示をすることができる」と規定している。

また、法第62条第1項、第3項及び第4項は、被保護者は、保護の実施機関から指導又は指示を受けたときは、これに従わなければならないものとされており、保護の実施機関は、被保護者がこの義務に違反したときは、あらかじめ被保護者に対して弁明の機会を与えた上で、保護の変更、停止又は廃止をすることができると規定している。

(2) 保護廃止の基準について

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知)」問第11の1は、被保護者が書面による法第27条の規定による指導指示に従わない場合において、指示の内容や被保護者の指示に対する対応の仕方等を踏まえ、保護の変更、停止又は廃止のいずれを適用するかについての基準を定めており、基準の2では、保護を停止した後においても、引き続き指導指示に従わないでいる場合には、さらに書面による指導指示を行い、これによってもなお従わない場合は、保護を廃止することとし、また基準の3では、基準の2の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には保護を廃止することとしている。ア 最近1年以内において当該指導指示違反のほかに、文書による指導指示に対する違反、立入調査拒否若しくは検診命令違反があったとき。

- イ 法第78条により費用徴収の対象となるべき事実について以後改めるよう指導指示したにも かかわらず、これに従わなかったとき。
- ウ 保護の停止を行なうことによっては当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき。

(3) 処分庁の主張について

原処分を行った理由について、処分庁は、平成20年10月22日付け弁明書の中で、次のと おり主張する。

請求人は、自動車の保有・運転の禁止について、法第27条に基づく文書指示を受けており、

その後も再三、口頭での指導指示に従わなかったことから、法第62条の規定により、保護の廃 止が妥当である。

(4) 原処分について

- ア まず、平成19年2月28日の文書指示は、請求人が、自動車を運転していたため、自動車 の保有及び使用を禁止するために発せられた指示である。
- イ 平成20年8月29日の弁明の機会に、請求人は、同月27日に自動車を運転していたことを認めているものの、同人が他に、法に定める義務について重大な違反を行った事実は見られず、また、処分庁が本件指示の他に同人に対し文書による指導指示をした事実や、同人が命令に違反した事実も見られない。
- ウ さらに、請求人は、前記1の(7)のとおり、当該弁明の機会に、反省の弁を述べている。
- エ 以上のとおり、請求人は、本件指示違反以外に保護受給中における重大な義務違反はなく、 処分庁から他の文書指示も受けていなかったこと、また、反省の弁からは、処分庁の指示に従 う意思があることが認められる。

そうすると、請求人については、前記(2)のア又はイに該当する事実は認められないし、同ウの「保護の停止を行なうことによっては当該指導指示に従わせることが著しく困難」とする理由も認めることはできない。よって、基準の3に照らし、原処分は相当ではない。

オ また、処分庁が請求人に対し、本件指示違反により保護の停止を行った事実は認められないので、基準の2で規定する「保護を停止した後においても引き続き指導指示に従わない場合」にも該当しない。

したがって、前記(2)の保護廃止の基準に照らし原処分が適当であったとは認められない。 よって、主文のとおり裁決する。

平成21年5月19日

北海道知事 高橋 はるみ

